

東京大学アジア研究図書館レクチャールーム予約利用内規

令和5年7月20日

総合図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学総合図書館規則第7条第3項及び東京大学アジア研究図書館規則第9条の規定に基づき、東京大学アジア研究図書館レクチャールーム（以下、「レクチャールーム」という。）の利用について、東京大学アジア研究図書館利用規則に定めるもののほか必要な事項について定める。

(利用者)

第2条 レクチャールームを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 東京大学（以下、「本学」という。）の役員及び教職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 第1号に規定する者の主催する行事に参加する学外者
- (4) その他総合図書館長が特に認めた者

(予約利用)

第3条 利用者は、本学におけるアジアに関する研究及び教育に資する以下の目的の場合に、事前に予約した上でのレクチャールームの利用（以下、「予約利用」という。）を行うことができる。

- (1) アジア研究図書館が主催または共催する講習会、行事等
- (2) 本学の役員及び教職員により行われる授業、セミナー、講演会、展示会等
- (3) 本学の学生及び学生団体が主催する研究会、イベント等
- (4) その他総合図書館長が適当と認めたもの

(予約利用の申請及び許可)

第4条 予約利用を希望する場合には、第2条第1号及び第2号に該当する者を申請者として、利用希望日の3ヶ月前から1週間前までに、日時、目的等を図書館ホームページから申請する。ただし、同条第2号に該当する者が申請者の場合には、第1号に該当する者を利用責任者にしなければならない。

2 前項の申請内容について、前条各号に定める事項との適否等を審査し、その結果を申請者に通知する。

(予約利用時間及び人数)

第5条 予約利用時間は、開館時から閉館の30分前までとし、準備及び片付け時間を含むものとする。ただし、第3条第2号及び第3号の利用については、1日4時間を限度とし、他の予約がない場合には2時間まで延長可能とする。

2 予約利用人数は、2名以上18名以下とする。

(予約利用上の遵守事項)

第6条 予約利用にあたって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する内容、差別を助長するような内容の活動は行わないこと。
- (2) 特定の団体の宣伝、勧誘を目的とする活動は行わないこと。
- (3) 本学の公共性及び公益性を損なうおそれがある活動は行わないこと。
- (4) 営利を目的とする活動は行わないこと。
- (5) レクチャールームの施設及び設備を故意又は不適切な利用により損なわないこと。
- (6) 必要以上の大声や機器の騒音、予約対象外の場所の占有など、他の利用者の迷惑となる行為は行わないこと。
- (7) 申請時に記載された事項と異なる利用をしないこと。
- (8) その他総合図書館の注意事項及び職員の指示に従うこと。

(予約利用の中止等)

第7条 総合図書館長は、次の各号に掲げる場合において、当該利用の中止又は退去を命じ、予約の取消を行う等、必要な措置を行うことができる。

- (1) 利用者が前条各号に反する行為を行ったとき。
 - (2) 総合図書館において安全管理上の事由が生じたとき。
 - (3) 予約申請時に記載された事項が事実と反するとき。
 - (4) その他総合図書館長が利用を適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定に基づき、利用の中止若しくは退去又は予約の取消に伴い損害が発生したとしても、総合図書館はいかなる補償も行わない。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、レクチャールームの利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は 令和5年9月1日から施行する。